

重要事項説明書 兼 入園のしおり



0123 アートチャイルドケア

アートチャイルドケアの保育理念と保育目標

私たちは、乳幼児の養護・教育の専門家として、子どもたちの「生きる力」を育むことにより、健やかで、思慮深く、思いやりがあり、他者と関わりながら生きる子どもを育てる事を目標に保育を行います。

また、社会環境が大きく変わっていく事を前提に、何を学ぶかよりも、どう学ぶかを考えられる子どもを育てることにより、どんな時代になろうとも、子どもたちが主体的に自分らしく生きていく道を歩めるようになって欲しいと考えています。さらに、現代の社会環境が子どもたちの健康や発達に与えている状況や環境を認識して保育活動に活かしていく事で、子どもたちの健やかな成長を支えたいと考えています。

そんな自分らしく、健やかに成長していく事ができる子どもが、やがて、他者と協力し、創造的で、自分の能力を存分に発揮する責任感溢れる市民となって社会を活性化すると信じています。

保育理念

～「自分らしく」生きていくことのできる子どもを～

子どもの全人格を尊重し、子どもたちが本来持っている「生きる力」を育（はぐく）み、

何を学ぶかよりも、どう学ぶか を考えられる子どもを育てたい

保育目標

そんな子どもたちを育てていくため「安心と安全」を前提に

睡眠と生活リズムを整える事を目指して保育を展開していきます

一人一人の個性と成長に応じた保育を展開していきます

子どもの「失敗」を受け止める保育を展開していきます

そんな保育目標を実現するために、

子どもを取り巻く社会環境の変化を意識しながら保護者に対して子育て支援を行うとともに、子どもへのあるべき関わりを提案していきます。

保育所の環境（音・光・温度・湿度・色等）の点検・整備を行います。

保育従事者（保育士、栄養士、その他保育に関わる全ての人）が、乳幼児の養護・教育の専門家として自ら成長し、保育を楽しむ事のできる環境を整備します。

子どもたちの発達をできる限り科学的な視点で捉え、保育に反映させます。
乳幼児の発達支援に専門的に取り組みます。

保育・教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業者の運営主体

事業者の名称	アートチャイルドケア株式会社
事業者の所在地	東京都品川区東品川一丁目3番10号
事業者の電話番号	03-5461-0123
代表者氏名	代表取締役 村田 省三
定款の目的に定めた事業	・保育所の経営及び地域の子育て支援に資する事業 ・児童福祉法に基づく障害児通所支援事業 他

2 施設の概要

種 別	保育所					
名 称	アートチャイルドケア東淀川					
所 在 地	大阪府大阪市東淀川豊里4-3-6					
電話番号・FAX	TEL 06-6160-0122 FAX 06-6160-0125					
施設長氏名	道家 弘美					
開設年月日	2014年4月1日					
利用定員（年齢別）	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	6人	11人	12人	17人	17人	17人
取扱う保育事業	延長保育、障がい児保育					
事業所番号	2710051003541					

3 施設・設備の概要

(1) 施設

敷地面積		977.53 m ²
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート造 2階建てのうち1階・2階
	延床面積	983.15 m ²
屋外遊戯場（園庭）		地上園庭 276.42 m ²

(2) 主な設備

設備	数	設備	数
乳児室	2室	調理室	1室
子育て支援室	1室	幼児用トイレ	8個
保育室	4室	医務室（事務室兼用）	1室
多目的室	1室	多目的トイレ	1室
調乳室	1室	沐浴室	1室
その他設備の種類	冷暖房、床暖房		

4 施設の目的、運営方針

(1) 目的

保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

(2) 運営方針

P2参照

5 職員体制 (2025年4月1日現在)

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
主任 保育士	園長を助け、命を受けて園務の一部を整理、園児の保育をつかさどる	1	1		
保育士	保育に従事し、計画の立案、実施、記録及び家庭との連絡等を行う	10	6	4	
調理員	献立の立案及び調理、食品の調達、調理室及び食品庫の管理を行う	3	3		栄養士と兼務
その他	看護師・事務員・清掃員	3		3	看護師、事務、用務

6 保育・教育を提供する日

開	所	日	月曜日から土曜日
休	所	日	日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

7 保育・教育を提供する時間

(1) 開所時間

月曜日から金曜日	午前7時30分から午後7時30分まで
土曜日	午前7時30分から午後6時30分まで

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間(11時間)

月曜日から金曜日の保育時間(11時間)	午前7時30分から午後6時30分まで
土曜日の保育時間(11時間)	午前7時30分から午後6時30分まで
延長保育時間	午後6時31分から午後7時30分 ※土曜日の延長保育はありません。

(3) 保育短時間認定に関する保育時間(8時間)

月曜日から金曜日の保育時間(8時間)	午前9時から午後5時まで
土曜日の保育時間(8時間)	午前9時から午後5時まで
延長保育時間	朝：午前7時30分から午前8時59分まで 夕：(平日)午後5時01分から午後7時30分まで (土曜)午後5時01分から午後6時30分まで

8 利用料金

利用料（利用者負担）	保護者が居住する市町村が定める利用料
延長保育料	【標準時間】 月極：30分利用 2,000円 60分利用 4,000円 スポット：30分毎 300円 【短時間認定】 7：30～8：59/17：01～19：30 30分毎 300円
給食提供 （3歳児クラス以上）	月額 6,900円(主食費 2,100円、副食費 4,800円) ※ただし、年収 360万円未満相当の世帯および第3子以降の子どもについては副食費負担なし。
保育に要する実費に係る 利用者負担金	写真販売 プリント価格 55円/枚(税込) ダウンロード価格 104円(税込) ※購入希望者のみ カラー帽子代 600円(税込) スモック代 1,000円(税込) おむつ・おしりふき 2700円/月(税込) ※使用量によって半額 年度末に不足分備品の購入あり(粘土・クレパス等)

9 支払方法

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）
支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。
- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等
(1)に掲げる保育料のほか、保育に要する実費に係る費用を負担していただきます。
お支払方法については、別途お知らせします
- (3) 給食提供・おむつ/おしりふきに係る利用者負担金
前月末までの申告に限り、開園している日に連続して12日以上欠席をする場合は半額、1ヶ月の場合は全額を免除いたします。なお、お知らせいただく場合はコドモンの「連絡→その他」の機能をご利用ください。
 <支払い時期等>
 月極延長保育料、給食費、おむつ/おしりふき：利用月の当月20日に口座振替
 スポット延長保育料：利用月の翌月20日に口座振替
 ※20日が土日祝日の場合は、翌営業日
 写真販売：購入時にクレジットカード決済もしくはコンビニ払い

10 提供する保育・教育の内容

- 当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。
- (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供
上記7に記載する時間において、保育を提供します。
- (2) 保育事業の特徴
P2 参照

<クラス編成>

年齢	クラス名
0 歳児	ひよこ組
1 歳児	りす組
2 歳児	うさぎ組
3 歳児	こあら組
4 歳児	ぞう組
5 歳児	きりん組

11 給食等について

	提供内容			保育園での摂取割合 (一日の摂取カロリー)
	給食		おやつ	
	主食	副食		
0～2歳児	○	○	○	(1050kcal) 50%
3～5歳児	○	○	○	(1400kcal) 40%

<給食の提供にあたって>

- (1) 食事の提供方法
自園調理
- (2) 食事の提供を行う日
保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。
- (3) アレルギー対応状況
除去食対応 食物アレルギー対応マニュアル有
※食物アレルギー等の詳細は別途「食事について」記載します。
- (4) 宗教食
宗教食対応 ※詳細は別途「食事について」に記載します。

12 利用の開始に関する事項

当該市町村の利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

以下の医療機関（内科）と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	藤本クリニック
医 院 長 名	藤本 順一郎
所 在 地	大阪市東淀川区豊里5-21-15
電 話 番 号	06-6328-1850
連 携 内 容	年2回の健康診断の実施・入園前健診

15 嘱託歯科医

以下の歯科医と嘱託歯科医契約を締結しています。

医療機関の名称	堀田歯科クリニック
医 院 長 名	堀田 博史
所 在 地	大阪市東淀川区豊里4-8-10
電 話 番 号	06-4809-3001
連 携 内 容	年1回の歯科健診の実施

16 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方とし、障がい児保育を行っています。

17 災害時の対策

保育所近隣の指定避難場所、広域避難場所は次のとおりです。

指定避難場所	豊里南小学校（大阪市東淀川区豊里5丁目12番41号）
広域避難場所	淀川河川（東淀川区豊里）

18 緊急時における対応

保育・教育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

事故や怪我、災害や事件発生時など保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、医師による医療行為などしかるべき対応を行いますので、あらかじめ御了承願います。

<近隣の緊急連絡先>

警察署	東淀川警察署	06-6325-1234
消防署	東淀川消防署	06-6320-0119
保健所	東淀川区保健福祉センター	06-4809-9882
役所	東淀川区役所保健福祉課	06-4809-9850
救急病院	淀川キリスト教病院	06-6322-2250

当保育園では、安全計画に基づき、安全点検・安全指導に取り組んでいるほか職員への研修及び訓練等を実施しています。

19 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

避難・消火訓練	避難・消火訓練：毎月 1 回以上 引き取り訓練：毎年 1 回 不審者訓練：毎年 2 回			
防災設備	・自動火災報知機	有	・誘導灯	有
	・ガス漏れ報知機	有	・非常警報装置	有
	・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理			有

20 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

病院受診の際は、以下の保険で対応をします。

※治療費は一度ご家庭でお支払いいただき、後日保険対応となります。

保険の種類	保育園賠償責任保険
保険の内容	対人・対物
保険金額	対人 1 名・1 事故 10 億 ・ 対物 1 事故 1,000 万

21 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

(1) 年に 1 回職員に対して虐待防止研修を実施

(2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

児童相談所	大阪市こども相談センター	06-4301-3100
-------	--------------	--------------

22 業務の質の評価について

保 育 所 の 自 己 評 価	実施方法：保育士等の自己評価に基づき、全員で話し合い 年 1 回、自己評価を実施 公表方法：園内掲示 ホームページに掲載
-----------------	--

23 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園相談窓口	苦情対応窓口担当者 道家 弘美 苦情解決責任者 人事総務部部长 関 雅典 ご利用時間 9:00~18:00 (日祝、年末年始除く) 電話番号 06-6160-0122 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
設置者相談窓口	窓口担当者 お客様相談窓口 ご利用時間 10:00~17:00 (土日祝、年末年始除く) 電話番号 0120-0123-13
第三者委員	民生・児童委員 主任児童委員 行貝 優子 民生・児童委員 高橋 由美

受付方法：面接、電話、文書などの方法により、相談・苦情を受け付けています。

24 園児の利用状況（毎年度 5 月 1 日）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
0 歳児	6 人	5 人	6 人
1 歳児	9 人	12 人	10 人
2 歳児	12 人	12 人	12 人
3 歳児	17 人	15 人	12 人
4 歳児	15 人	16 人	16 人
5 歳児	12 人	17 人	16 人

25 子ども・子育て支援法第 39 条第 3 項、第 5 項の規定により公表・公示された旨→なし

26 入園時にお渡しする書類及び必要となる書類

- ①同意書
 ②児童票
 ③生活状況票
 ④健康記録
 ⑤緊急連絡カード 兼 送迎者登録書
 ⑥入園前健康診断書
 ⑦食品摂取状況調査表
 ※①～⑦の書類は入園初日までに必ずご提出ください。
- ⑧眠育のすすめ
 ⑨れんらくちょう または れんらくノート
 ⑩生活管理指導票その他一式（アレルギーのある場合のみお渡しします）
 ⑪年間使用食品一覧表
 ※アレルギーのある方は⑩は必ずご提出ください。

27 保育園の利用に際しご留意いただきたいこと

(1) 健康管理、病気のときの対応

- ①下記に定める感染症に感染した場合は、必ず園にご連絡いただき医師による登園許可が出るまで登園をお控えください。

＜医師の「意見書」が必要な感染症＞

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹(はしか)	発症 1 日前から発しん出現後の 4 日後まで	解熱後 3 日を経過してから
インフルエンザ	症状がある期間（発症前 24 時間から発病後 3 日程度までが最も感染力が強い）	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 3 日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症後 5 日間	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過すること ※無症状の感染者の場合は検体採取日を 0 日目として、5 日を経過すること
風しん	発しん出現の前 7 日から後 7 日間くらい	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	発しん出現 1～2 日前から痂皮形成まで	すべての発疹が痂皮化してから
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症 3 日前から耳下腺腫脹後 4 日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核	—	医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え 2 日経過してから

流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症 (O-157、O-26、O-112等)	—	医師により感染のおそれがないと認められていること。(無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。)
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認めるまで
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	—	医師により感染の恐れがないと認めるまで

＜医師の診断を受け、保護者が記入する「登園届」が必要な感染症＞

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(りんご病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロ・ロタ・アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間 (量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要)	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1ヶ月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
带状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発しん	—	解熱し機嫌がよく全身状態が良いこと
ヒトメタニューモウイルス	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
アデノウイルス感染症	—	全身状態が良いこと

②健康管理

- ◆ 爪はこまめにご確認いただき、伸びていたらご家庭で切るようにお願いいたします。
- ◆ 髪が長い場合は、ゴムで束ねてください。（飾りのあるゴムやピンはお控えください）
- ◆ 登園時に保育者が観察を行います。ご自宅での体調変化、微熱、怪我、服用薬などについて必ず細かくお伝えください。
- ◆ 熱・下痢・嘔吐・発疹等いつもと違う症状がある場合、機嫌が悪く、食欲がないなど全身状態が不良な場合、登園前に一時的に熱を下げる解熱剤や座薬を投与している場合はお預かり致しかねます。
- ◆ 保育時間中に上記の症状が見られた場合、連絡させていただきます。
- ◆ ご家族が感染症に罹患した場合や感染症の症状が見られた場合はご連絡ください。
- ◆ 嘔吐物や便・尿等、排泄物による衣類の汚れは、ウイルス拡大予防のため園で手洗いせず密封してお返しいたします。ご了承ください。
- ◆ 貼り薬（湿布、ホクナリンテープ等）をご自宅より貼って登園される場合は、貼り薬に名前を記入し、登園時に保育者までお知らせください。

③健康診断

園児健康診断	全園児	年 3 回
歯科健診	全園児	年 1 回
身体測定	全園児	毎月（3・6・11月は頭囲・胸囲も測定）

④保育園における「与薬の取扱い」について

当園では原則薬のお預かりはしません。

風邪など一時的な薬の場合は、医師の診察を受けるときには、お子様が〇〇時から〇〇時まで在園していること、保育施設では原則として服用できないことを伝え、家庭での与薬となるように相談してください。

なお、慢性疾患など特別な場合はご相談ください。

28 登園・降園について

登降園にあたっては、次の点に留意してください。

- ① 登園・降園の時間については、ICカードにて管理しています。登園・降園の際には玄関にてカードをタッチ（兄弟の場合は兄弟分）してください。もしも忘れた場合は、職員にお知らせいただくようお願いいたします。少しでも時間を過ぎますと、延長料金が発生いたします。
- ② 車での送迎はご遠慮ください。やむを得ず、車で送迎される方は近くのコインパーキング等をご利用下さい。園の近隣に路上駐車しての送迎はご遠慮下さい。自転車は一時的には駐輪いただけますが、お預かりはお断りしておりますのでご了承ください。
- ③ 玄関扉の開閉は飛び出し防止のため、保護者が行うようお願いいたします。
- ④ 掲示板等に連絡事項を掲示していますので毎日確認していただくようお願いいたします。

- ⑤ 子どもの引き渡しは「送迎者登録書」に記入されている18歳以上の方に限ります。登録されていない方のお迎えについては、引き渡しいたしかねます。

29 保育者と保護者の連絡について

- ① 当園では保護者の皆様との連絡ツールとして「コドモン（名称）」という保育園向け専門システムを導入しています。詳細は別紙をご覧ください。
- ② 日中の様子（体調・食事・排泄・睡眠等）の連絡は「れんらくちょう」を活用して行います。ご家庭での様子も「れんらくちょう」に詳細を記入し登園までに園にお知らせ下さい。
- ③ 月に1回、園便りを発行いたします。月の行事や連絡事項等、園児の様子をお知らせします。
- ④ 年間を通して様々な行事を行っております。詳細は別紙「年間行事予定表」をご覧ください。
- ⑤ クラス懇談会や個人懇談会を開催しています。園と保護者同士の懇談の場としてご活用いただくとともに、園児の健やかな成長を支援するための意見交換の場としています。ぜひご参加ください。
- ⑥ 写真販売は「コドモン」を利用して実施しています。詳細はコドモン内のマニュアルをご覧ください。

30 緊急時の対応方法

- ① 大災害等の緊急時は、電話連絡が不可能となる可能性があります。災害発生時は、なるべく早く園にお迎えをお願いいたします。保護者と園との連絡が困難になった場合は、コドモンを通じて安否情報をお知らせいたします。
【緊急時の基準】
 - 1.地震と津波
保育所所在エリア（以下、同様）において震度5弱以上の地震が発生した場合、また周辺地域に津波予報が発表された場合
 - 2.気象警報
特別警報が発表された場合
 - 3.雨量
一定の基準値を越えて雨が降り続いた場合
 - 4.河川水位
周辺の観測地で一定の基準値を越えて河川水位が上がった場合
 - 5.竜巻注意情報
竜巻注意情報が発表された場合
 - 6.その他
休園や閉園など緊急を要すると判断した場合
- ② 園より避難場所について「災害用伝言ダイヤル」にメッセージを残す場合があります。
「171」をダイヤル後、ガイダンスに従い伝言を確認してください。
- ③ 児童の引渡しは、原則として送迎者登録されている方に限ります。やむを得ない事情で代理の方のお迎えとなる場合は、身分証明の控えをいただく場合がございます。
- ④ 登園前に台風等の警報が発令された場合は、登園をお控えください。登園後に発令された場合は、なるべく早いお迎えをお願いいたします。

31 食事提供について

① 給食の食材はご家庭で2回以上食べたもののみ提供します。

- * 「食品摂取状況調査表」は食物アレルギーが発症しやすい食材を記載しています。保育園で安全に食事をしていただくため、ご家庭で2回以上食べて食物アレルギーの症状が誘発されないことを確認したうえで提供します。
- * 「食品摂取状況調査表」に記載した食材で未摂取のものがある場合は、その食材を含む献立の提供は原則として行いません。
- * 「食品摂取状況調査表」に記載のない食材は、食物アレルギーを発症する可能性が低いものです。毎月の献立表で使用する食材を確認していただき、必ずご家庭で食べておいてください。喫食されていることを前提に給食を提供いたしますので、ご協力をお願いいたします。
- * 入園時に、年間使用食品一覧表をお渡しいたします。一覧表にある食材のうち気になる食材・食品がある場合は、園までお申し出ください。季節により一覧表にない食品・食材を使用する場合もあるため、毎月の献立表でも確認いただくようお願いいたします。

② アレルギー対応

個々の主治医の記入された【生活管理指導表】を基に下記の対応に従って実施いたします。（個別の対応になりますので、必ずご相談ください。）

当園における食物アレルギー対応

- * 生活管理指導表に基づき、乳・卵・小麦およびそれらの加工品と献立の中から簡単に取り除くことの出来る食品のみ除去します。
- * 除去により献立が成立しない場合や集団給食として対応が困難な場合、弁当おやつの持参をお願いいたします。
- * 弁当をご持参頂く場合も、その頻度に関わらず保育料の減額はありません。

③ 離乳食は、一人一人に合わせた調理をいたします。形態についてはご家庭と連携して進めていきます。

④ 当園では取り扱わない食材

以下一覧表は、当社内で給食を調理する際、発達途上にある乳幼児には危険度が高いため、取り扱いを行っていない食材です。お弁当をご持参される際には、これらの食材をお入れにならないようご協力をお願いいたします。

取り扱わない食材	理由
そば・ピーナッツ（落花生）・ キウイフルーツ	アレルギー症状が重篤になりやすい
白玉だんご	粘着性が高く、窒息事故の可能性が高い （お月見のお供えは展示のみとする）
餅	
あさり	食中毒の可能性が高い
乾いたナッツ・豆類（節分の鬼打ち豆・ 枝豆）	吸い込みなどにより気道をふさぐことがあるので危険。 ぶどう・さくらんぼ・プチトマトは形だけでなく皮も口に残るので危険。加熱し、ペースト状のジャムにしたものであれば提供
うずらの卵	
あめ類・ラムネ	
球状の個包チーズ	
ぶどう・さくらんぼ	
プチトマト（ミニトマト）	

いか	固すぎるため、かみ切れずそのまま気道に入る
ミニカップ入りこんにゃくゼリー・ ミニカップ入りゼリー ポップコーン・グミ	吸い込むため窒息の危険が高い
ガム・チョコレート	形状（球状）によっては窒息の危険性もある。また糖分が多いため、あえて保育園で提供しない。

また当社では、より咀嚼力の弱い 0～2 歳児クラスには以下食材を原則提供しておりません。お弁当をご持参される際、上記同様にこれらの食材をお入れにならないようご協力をお願いいたします。

0～2 歳児 取り扱わない食材	理由（対応方法）
えび・貝類	固く噛み切れない
おにぎりの焼きのり	（使用の際は、刻みのりをもみほぐして使用する）
柿やメロン	なめらかで、かまずに飲み込み窒息につながりやすい

⑤ 毎日の給食をコドモンにて配信しています。

⑥ 宗教上食べられない食材がある場合は、「宗教食除去願い」をご提出ください。面談において、詳細をお伺いいたします。

【果物について】

窒息を防ぐため、原則として離乳初期から完了期までは生のりんごと梨は提供しません。2 歳児クラスまでは月齢にこだわらず、咀嚼を確認して個別の対応を行います。お弁当を持参する場合、離乳食完了期までは、りんごや梨はお入れにならないようご協力をお願いいたします。

32 保育園利用にあたって

(1) ご利用に際し、留意していただきたいこと ① 入園日から 10 日間～2 週間程度を慣らし保育期間とさせていただきます。（子どもの様子や家庭の事情に応じた対応となります）別途「慣らし保育希望調査票」を登園日までにご提出ください。 ② お休みや遅刻のご連絡は必ず 9:00 までにお願ひ致します。 ③ 退園／休園について 退園：自治体の指定用紙（退園届）に記入して、園に提出してください。 休園：〃 の指定用紙（休園届）に記入して、園に提出してください。 ※休園期間も保育料は発生します。 (2) 児童に関する安全確認事項 安全には万全を期しておりますが、対応できないケースもございます事を予めご理解ください。 ■ 予測不能の事態（天災・予期せぬ人災）が発生した場合。 ■ 体調不良や病気等を事前に申告せずに登園された場合。 ■ 専門知識を有するケアが必要な児童、アレルギー疾患、持病等を申告されなかった場合。 (3) 個人情報の取り扱い 行事や保育参観などで撮影した写真を SNS などへ投稿する際は、他の園児やご家族職員が映っている写真のご使用はご遠慮下さい。また、防犯上の観点からも園が特定されないよう十分ご配慮下さい。 (4) その他 ① 入所時の記入事項と変更があった場合（住所・連絡先・勤務先・予防接種・病歴）は、園にお知

らせてください。

②系列園共通で、眠育のすすめを発行していますので、ぜひご覧ください。

③保護者の意見を反映し園をより良くしていくために、年に数回アンケートを実施しております。ご協力をお願いいたします。

④虫除け（スプレー・シールなど）虫刺されの市販品はお預かりできません。肌への刺激が少ないタイプのものを園に常備しております。虫よけ・「チュチュベビー虫よけミストタイプ」や「はだまもミスト」、虫刺されは「池田模範堂ムヒ・ベビー」を使用致します。

⑤当園の敷地内は全て禁煙です。

⑥利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

33 保育園生活について

(1)トラブルについて

子どもは、まず大好きなおうちの方との安定した関係を土台にして、次第に友だちとも関わりを持つようになります。1歳半から2歳頃になるとおもちゃを取り合ったり、自分のしたいことを主張したり、自分の欲求とお友だちとの欲求のぶつかり合いを体験していく中で、次第に相手の気持ちや自分の感情をコントロールすることを学んでいきます。年齢にかかわらず、子どもたちはまだ自分の気持ちを言葉でうまく説明できないために、行動（噛み付く・引っ掻く・押す・叩く等）で表現してしまうことが起こります。当園では、ただ『だめ』と伝えるのではなく、子どもが自分自身で考え友だちと交渉できる力が育つよう援助をしていきます。

(2)怪我について

当園では、怪我の予防には十分注意しますが、さまざまなことに挑戦したり友だちと関わったりする中で、怪我をする可能性がないとはいえません。また、子どもが成長していく過程で、一度も怪我をすることなく成長することはありません。小さな怪我は、より大きな怪我をしないための学びの機会として見守っていただきたいと思います。

(3)睡眠と朝食について

アートチャイルドケアでは、専門医と協同で睡眠をはじめとした生活リズムを改善していく取り組みである「眠育」を行っています。脳科学研究の進歩とともに、乳・幼児期における子どもたちの睡眠（質・量・リズム）発達が脳の発育・発達、さらには学習意欲や学力に大きく関係していることが明らかになっています。1歳から小学校にあがるまでの子どもに必要な総睡眠時間（夜間睡眠時間＋昼寝時間）は11時間程度と言われており、特に、夜間睡眠は10時間が必要です。睡眠不足は、遅寝からはじまります。保育園に通うため、遅く寝ても朝起きる時間は一定だからです。遅く寝た次の朝は出来るだけ長く寝ていたい、その結果朝食を食べる時間がなくなってしまいます。朝食には、①体温を上げて、身体を目覚めさせる、②あたまと体にエネルギーを与える、③体調を整えると言った、一日を気持ちよくすごすための役割があります。『早寝』と、『朝ごはん』。子どもの健やかな成長のため、是非意識していただきたいことです。

(4)乳幼児突然死症候群(SIDS)について

乳幼児突然死症候群（SIDS）とは、それまで健康に見えた乳児が主に睡眠中に突然死亡するものです。SIDSの予防方法は確立していませんが、「寝かせる時はあおむけに寝かせる」「できるだけ母乳で育てる」「乳児の近くでの喫煙、妊娠中の喫煙は控える」のポイントを守ることによりSIDSの発症率が低くなるというデータがあります。ご家庭でもこれらのことに留意してSIDS

S予防に努めましょう。保育園では、顔色、呼吸の確認、刺激を与える（触れてみる）などのこまめな睡眠チェックを行っています。

34 さいごに

昨今保育園に求められることは多様化し、保育に携わるものの業務も多岐に渡ります。しかしどんなに時代が変わろうとも、私たちは子どもたちの安心と安全を守ることをおろそかにすることはできません。

アートチャイルドケアでは、安心・安全を守り、子どもたちが「自分らしく」育つことのできる環境づくりを目指して、次のような取り組みを行っています。

- ・子どもたちが本来持っている「生きる力」

～質の良い睡眠と正しい生活リズムは「生きる力」の基礎を構築します。子どもにとって眠ることは、育つことです。私たちはご家庭と共に睡眠や食事など生活リズムを共有し、子どもたちの健やかな成長を援助していきたいと考えています。～

- ・一人ひとりの発達と人格を尊重した自分で考える教育

～就学に向けて大切なのは、ただ行儀よく話を聞くことや一方的に教えられ覚えることではなく、初めて聞く話の中にも自分の興味を見出し、面白いと思ったことに集中し考えることです。一方的に教えられたことはすぐに忘れてしまいますが、自分で考えたことは自分の体験として残るものです。また、自ら学ぶ力を身に付けた子どもは、どこでも主体的に学び、「生きる力」に変えられます。当社は問いに対する答えではなく、その考え方や学び方を学ぶことこそ教育であると考えています。～

- ・子どものための環境設定

～当社では、子どもが「自分らしく」あるために家庭的で安心でき、自分の興味関心に没頭できる環境づくりを心掛けています。保育室内にはあえて子どもが遊んだ痕跡を残したり、保育者からの仕掛けをしたりすることがあり、保護者の皆様から見ると部屋が片付いていないと感じることがあるかもしれませんが、しかしその痕跡こそが、今の子どもたちの育ちそのものですので、楽しみにご覧いただきたいと思います。～

- ・子ども自身の発想と表現を大切に

～子どもたちは、日々ものを見たり、聞いたりする中でたくさんのことを感じています。当社では、その子どもたちの感じたことをより豊かに表現できるよう、保育室内は過度な壁面装飾をせず、固定観念を植え付けることが無いよう努めています。殺風景に感じるかもしれませんが、子どもたちの作品をどうぞお楽しみください。～

- ・一人ひとりの生活リズムを尊重した関わり

～当園の0～2歳児向けの連絡帳は、生活リズムを整えることを主な目的としています。子どもたちの生活リズムを整えていくためには、家庭との連携は欠かせませんので、園から細かな質問等もあるかと思いますが、どうぞご理解ご協力ください。

また、連絡帳のコメント欄は連絡事項等の必要最小限に留めております。昼寝中のコメント記入を最小限にし、SIDSなど睡眠時の事故防止を強化する目的もございます。～

- ・日々の対話を基本としたご家庭との連携

～当社では、日々の子どもの様子を出来る限り口頭でお伝えする事を大切にしています。家庭と園と双方で密なコミュニケーションをとりながら「共に育て共に育つ」そんな関係を築いていきたいと考えています。～

入園後の持ち物

	毎日持ってくるもの	保育園においておくもの
0歳児	・よだれかけ 3枚以上（必要な方） ・食事用エプロン 3枚 ・口拭きタオル 3枚 ・着替え一式 1組 ・汚れた衣類を入れる袋 2～3枚 ・ミルク用ガーゼ（授乳の園児のみ）	・肌着、洋服 3セット
		その他
		◇ミルク：園で用意します。 明治「ほほえみ」 ◇哺乳瓶・乳首：園で用意します。 ピジョン製 サイズは適宜
1歳児	・食事用エプロン 3枚 ・口拭きタオル 3枚 ・汚れた衣類を入れる袋 2～3枚	・肌着、洋服 3セット
2歳児	・食事用エプロン 3枚 ・口拭きタオル 3枚 ・汚れた衣類を入れる袋 2～3枚 ・コップ・歯ブラシ（巾着袋に入れてください） 使用するときにお知らせいたします	・肌着、洋服 3セット
3～5歳児	・汚れた衣類を入れる袋 2～3枚 ・コップ、歯ブラシ （巾着袋に入れてください）	・着替え 1～2セット ・上靴

全園児共通	◆ 登園バックは、0・1歳児は特に指定はありませんが、2歳児からお部屋が2階になり、階段の上り下りがありますので、リュックにして下さい。 ◆ キーホルダー類は付けないでください。 ◆ 全ての持ち物に必ず名前を書いてください。 ◆ 布団は園にて用意します。(2週間毎に交換) ◆ おむつは園で処分します。 ◆ 上靴は週末に持ち帰りをお願いします。 ◆ 洋服は子どもが着脱しやすいものをお選びください。 ◆ スカート・スカート付きズボン・フード付きは遊具に引っ掛かり事故に繋がる危険性がありますので、園での着用はご遠慮ください。 ◆ 靴は運動靴を用意してください。(サンダルやブーツは不可) 雨靴で登園する場合は、天候が回復し次第外遊びを行う場合がありますので運動靴もお持ちください。 ◆ 誤飲・誤食の原因となりますので、飲食物や玩具類の持ち込みはご遠慮ください。 ◆ トイレトレーニングは個別にお話をさせていただきます。 ◆ プールなど季節によって必要なものはその都度お知らせします。 ◆ 毎日、帽子をかぶって登園・降園して下さい。汚れたら洗濯をお願い致します。
-------	--